別表第三備考に次の一号を加える。

十一　文部科学大臣は、第六号の規定による認定に関する事務を機構に行わせるものとする（別表第四から別表第八までの場合においても同様とする。）。

別表第四中

大学において修得することを必要とする最低単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
二〇	八		二四
二〇	八		
一〇	三		
二〇	四		二四
二〇	四		

を

大学において修得することを必要とする教科及び教職に関する科目の最低単位数
五二
二八
一三
四八
二四

に改め、同表備考第二号中「教科又は教職に関する科目の単位」を「単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める単位数を差し引いた単位数について」に改め、同表備考第三号中「科目の」を削り、「各単位数をそれぞれ」を「単位数を」に改める。

（独立行政法人教員研修センター法の一部改正）

第三条　独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構法

第一条及び第二条中「独立行政法人教員研修センター」を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。

第三条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条中「独立行政法人教員研修センター」を「独立行政法人教職員支援機構」に、「センター」を「機構」に、「対する研修等」を「対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援」に、「その資質」を「これらの者の資質」に改める。

第三条の二から第六条までの規定、第七条第一項及び第九条中「センター」を「機構」に改める。

第十条中「センター」を「機構」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「学校教育関係職員」を「前号に掲げるもののほか、学校教育関係職員」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及を行うこと。

第十条第一号の次に次の一号を加える。

二　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の三第四項の規定による助言を行うこと。

第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条中「センター」を「機構」に改める。

（独立行政法人教職員支援機構法の一部改正）

第四条　独立行政法人教職員支援機構法の一部を次のように改正する。

第十条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第一項の規定による認定及び同法別表第三備考第六号の規定による認定（同法別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄に係るものを含む。）に関する事務を行うこと。

六　教育職員免許法第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を行うこと。

附則に次の一条を加える。

（業務の特例）

第九条　機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一　教育職員免許法附則第九項の表備考第一号及び第十八項の表備考第一号において準用する同法別表第三備考第六号の規定による認定に関する事務を行うこと。

二　前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十三条第一号中「第十条」とあるのは、「第十条及び附則第九条第一項」とする。

第五条　独立行政法人教職員支援機構法の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項第一号中「第十八項の表備考第一号」を「第十七項の表備考第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定（教育職員免許法第四条の改正規定及び同法附則第十七項の改正規定（同項を附則第十六項とする部分を除く。）に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第十二条及び第十六条の規定　公布の日

二　第二条の規定（教育職員免許法第九条の三の改正規定（同条中第六項を第七項とし、第五項の次に一項を加える部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法附則第九項の表備考第一号の改正規定（「別表第三備考第六号」の下に「及び第十一号」を加える部分に限る。）、同法附則第十八項の表備考第一号の改正規定（「及び別表第三備考第六号」を「並びに別表第三備考第六号及び第十一号」に改める部分に限る。）及び同法別表第三備考の改正規定に限る。）及び第四条の規定並びに附則第七条から第十一条までの規定　平成三十年四月一日

三　第二条の規定（前二号に掲げる改正規定及び教育職員免許法第九条の三第四項の改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第五条、第六条及び第十五条の規定　平成三十一年四月一日

（教育公務員特例法の一部改正に伴う準備行為）

第二条　文部科学大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の教育公務員特例法（第三項において「新教特法」という。）第二十二条の二第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する指針（以下この条において「指針」という。）を定めることができる。

2　文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められた指針は、施行日において新教特法第二十二条の二第一項及び第二項の規定により定められた指針とみなす。

（教育職員免許法の一部改正に伴う準備行為）

第三条　文部科学大臣は、第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新免許法」という。）別表第一備考第一号（新免許法附則第九項の表備考第一号及び第十七項の表備考第一号において準用する場合を含む。）の文部科学省令（新免許法別表第二から別表第八までに係るものを含む。）を定めようとするときは、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、新免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴くことができる。